

楽しくケアセンター居宅介護支援事業所 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社キュアサービスが運営する指定居宅介護支援事業所（以下事業所という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が、事業所を利用する要介護状態または要支援状態にある被保険者または総合事業にあつては事業対象者（以下「利用者等」という。）に対し、総合的かつ適正な居宅介護支援を提供し、事業所として地域包括ケアシステムの推進に貢献することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者等がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮しつつ、身体介護その他生活全般にわたる援助が行えるような総合的な居宅介護サービスの計画を作成する。
- 2 居宅介護サービス計画の作成にあたっては、利用者等の意思・人格を尊重し、公正中立に常に利用者等の立場に立って、適切なサービスが総合的に提供されるように配慮する。
 - 3 居宅介護サービス計画作成に関する質の評価を行い、常にその改善に努める。
 - 4 居宅介護サービス計画の作成にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう行うと共に、市町村及び地域の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所その他必要な保健・医療機関と密接に連携することを旨とし、地域福祉の向上に努める。
 - 5 要支援状態あるいは事業対象者においては、米沢市に所在する地域包括支援センターからの委託を受けて業務委託を行う。

(主たる事務所の住所)

- 第3条 事務所の名称、所在地は次の通りとする。
- 1 名称 楽しくケアセンター居宅介護支援事業所
 - 2 住所 米沢市大町5丁目4-51に置く。

(通常の事業の実施地域)

第4条 事業の実施地域は、米沢市、高畠町、川西町、長井市、南陽市 とする。

(従業者の職種・員数・および職務内容)

第5条 事業所の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (介護支援専門員と兼務)
管理者は、主任介護支援専門員の資格を持ち、事業所を統括し事業所の管理を一元化する。

- (2) 介護支援専門員 常勤1名以上（1名管理者と兼務）
居宅介護サービス計画の作成を総合的に行う。

（サービス提供日および時間）

第6条 サービス提供日および時間は次の各号のとおりとする。ただし、利用者等の必要に応じて特別に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 曜日 月曜日から金曜日まで
- (2) 時間 8時30分から午後5時30分まで
- (3) 休日 土曜日、日曜日 5月3日～5日 8月13日～15日
12月29日～1月3日
- (4) 緊急時電話等により、24時間常時連絡体制が可能な対応を行う。

（事業所の提供方法及び内容）

第7条 居宅介護サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ利用者等またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を提示して説明し、利用者等の了解のもとに次の事を行う。

- (1) サービス計画作成に関する業務
- (2) 指定居宅事業所及びその他の機関との連絡調整
- (3) 介護保険施設等への紹介及び情報提供
- (4) 要介護認定に係わる申請についての援助、協力

（提供拒否の禁止）

第8条 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないこととする。

（サービス提供困難時についての対応）

第9条 利用申し込みに際して、自らが適切なサービスを提供することが困難である場合は、他の事業者の紹介などを行う。

（受給資格等の確認）

第10条 利用者等から指定居宅介護支援の提供の申し込みがあった場合、被保険者証等で被保険者資格、要介護認定等の有無および有効期間を確認する。

（要介護認定の申請等に係る援助）

第11条 利用者等の要介護認定等に係る申請について、利用者等の意思を踏まえて、必要な協力を行う。

- 2 指定居宅介護支援の提供の開始にあたっては、利用者等が要介護認定等を受けていない場合は、その意向を踏まえて申請の援助を行う。
- 3 要介護認定等の更新の申請は、利用者等が受けている要介護認定等の有効期間の満了日30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

(身分証の携行)

第 12 条 介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時、あるいはその家族等に身分証の提示を求められた際には、いつでも提示する。

(利用者及び居宅サービス事業所からの利益受領の禁止)

第 13 条 介護支援専門員は、利用者等及び居宅介護サービス計画の作成または変更に関し、金品等の利益供与を受ける事を厳禁とする。

(利用料等の受領)

第 14 条 居宅介護サービス計画作成費は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、法定代理受領サービスであるため、利用者等の負担はない。

(居宅サービス計画等の書類の交付)

第 15 条 利用者等が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者等からの申し出があった場合は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を発行する。

(研修の確保)

第 16 条 介護支援専門員の質の向上に関し、研修を行う。

(秘密保持等)

第 17 条 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等またはその家族の秘密をいかなる時も漏らしてはならない。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等や家族に対して説明し、文書により同意を得る。
- 3 従事者及び従業者を辞しても、職務上知りえた、利用者等及び家族の情報、事業所の業務情報、秘密についてこれを漏らしてはならない。
- 4 従事者として採用時には、別紙の守秘義務に関する誓約書を提出する。

(苦情処理)

第 18 条 利用者等からの苦情には迅速かつ適切に対応する。

- 2 利用者等の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者等の家族等、主治医や医療機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

(記録の保存)

第20条 設備、備品、従業員および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者等に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結から5年間保存する。

(虐待の防止)

第21条 サービスの利用中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに県および市町村に通報する。また、本事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止の観点から、虐待発生または再発を防止するための措置（委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選出）を行う。

(事業継続に向けた取り組み)

第22条 感染症の発生及びまん延防止の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修や実施を行うとともに、感染だけでなく、災害が発生した場合でも、必要な居宅介護支援が継続できるよう、事業継続に向けた計画策定や研修・訓練を行うものとする。

(身体的拘束等)

第23条 原則として利用者等に対して身体的拘束等を行わない。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者等本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等およびその家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲で行なうことがある。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由および態様等についての記録を行う。

(その他)

第24条 この規定に定めない事項については、関係法規、社会通念に照らし管理者がこれを決定する。

附 則

本規程は、	平成14年	4月	1日	制定
	平成15年	6月	1日	一部改正
	平成16年	1月	1日	一部改正
	平成17年	6月	2日	一部改正
	平成18年	4月	1日	一部改正
	平成19年	1月	1日	一部改正
	平成20年	4月	15日	一部改正
	平成20年	6月	1日	一部改正
	平成21年	2月	23日	一部改正
	平成22年	2月	27日	一部改正
	平成22年	4月	1日	一部改正
	平成25年	5月	1日	一部改正
	平成25年	10月	28日	一部改正
	平成26年	4月	1日	一部改正
	平成27年	4月	1日	一部改正
	平成28年	4月	1日	一部改正
	平成28年	4月	15日	一部改正
	平成28年	5月	1日	一部改正
	平成28年	6月	1日	一部改正
	平成29年	1月	4日	一部改正
	平成29年	4月	1日	一部改正
	平成29年	4月	21日	一部改正
	平成30年	5月	10日	一部改正
	令和 1年	9月	1日	一部改正
	令和 1年	10月	28日	一部改正
	令和 3年	7月	13日	一部改正
	令和 6年	2月	1日	一部改正
	令和 6年	4月	1日	一部改正